

第2章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

2-1 健康づくり



目的と方針

市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、市民と理念を共有し、一体となって「健幸都市 伊達市」の実現に向けた取組を進めます。

現状と課題

「健幸都市」とは、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことのできるまちのことです。

本市は、健康づくりは社会全体の課題であり、市民が元気に暮らすことが社会貢献になるという考えのもと、平成23年度に「伊達市健幸都市基本構想」、平成26年度に「伊達市健幸都市基本計画」を策定し、これに基づく取組を推進してきました。

このような中、本市では平成26年度に「元気づくり会」をスタートさせ、令和3年度末には130箇所を超える集会所で健康づくりを実施し、運動による体の健康づくりと交流による心の健康づくりを推進しています。

令和4年度には、市民誰もが多様なスポーツを行える総合型地域スポーツクラブ※17が設立され、幅広い世代を対象とした運動機会の拡充が進められています。

しかし、本市の高齢化は、国や福島県、県内13市平均を大幅に上回る速度で進行し、今後もさらに加速していくことが予想されており、健康寿命をのばす取組がますます重要なものとなってきています。

今後は、引き続き「歩く」ことを健康づくりの基軸に位置づけ、世代ごとの運動習慣づくり、健幸意識の醸成をはじめ、市民と一体となって健幸都市づくりを進めていく必要があります。



※17 幅広い世代の人々が、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて様々なスポーツに親しむことができる地域密着型のスポーツクラブ。

主な取組

2-1-1 歩くことを基軸とした健康づくり

- ① 世代を超えて気軽にできる「歩く」ことを健康づくりの基軸に位置づけ、いつまでも歩けるからだづくりを目指し、歩きたくなる環境整備や歩きながら本市の豊かな自然・文化に親しむウォーキング事業、主に歩数でポイントを貯めながら健康づくりを楽しむ健幸ポイント事業を活用した事業展開を進めます。
- ② 各種イベント等の機会をとらえて広報・啓発活動を行い、歩く運動習慣の定着を図ります。

2-1-2 世代ごとに運動に親しむ習慣づくり

- ① 子どもたち一人ひとりが将来にわたって健康な生活を送れるよう、年齢に応じた運動に親しむ習慣を身につけることができる場や機会の提供を図ります。
- ② 健康への関心が比較的低い働き盛り世代の健康づくりを支援するため、働き盛り世代が参加しやすい健康運動習慣化事業の充実、従業員の健康管理に関する事業所への広報・啓発活動の強化を進めます。
- ③ 高齢世代の健康づくり・生きがいづくりを支援するため、「元気づくり会」をはじめとする通いの場の普及・拡大による運動習慣の継続と地域交流の場づくりを進めます。

2-1-3 「健幸意識」の醸成・啓発

市民一人ひとりの「健康は、本人や家族のみの幸せにとどまらず、地域の活力につながる」という「健幸意識」を醸成し、取組につなげるため、広報・啓発活動や情報提供等を充実させます。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
健幸ポイント事業の登録者数	人	2,018	6,000
「元気づくり会」の会場数	会場	131	200
週に30分以上運動に取り組む市民の割合	%	30.6	40.0

関連する主な計画

- 伊達市健幸都市基本構想（第2次）（令和5年度～令和14年度）
- 伊達市健幸都市基本計画（第2次）（令和5年度～令和14年度）
- 健康増進計画「健康だて21（第2次）」（平成29年度～令和5年度）

2-2 保健・医療



目的と方針

市民一人ひとりが、健康寿命をのばし、いきいきと暮らすことができるよう、各世代の状況に応じたきめ細かな保健事業を推進するとともに、市民ニーズを踏まえ、地域医療体制の充実を進めます。

現状と課題

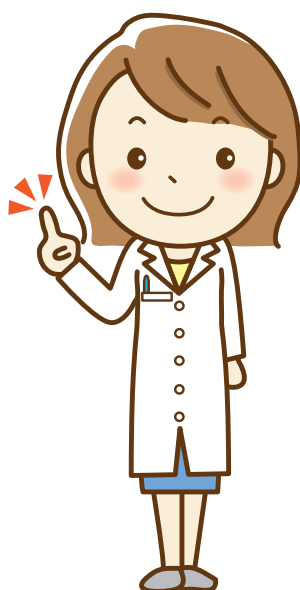
健康で長生きすることは、すべての人々の願いです。そのためには、すべての世代にわたり、一人ひとりが健康の大切さを認識して日頃の生活習慣を見直し、生活習慣病の発症と重症化を予防することが大切です。

本市では、平成28年度に策定した健康増進計画「健康だて21（第2次）」等に基づき、次世代・働き盛り世代・高齢世代それぞれの特徴を考慮した市民の生涯にわたる健康づくりに向けた保健事業を推進し、着実にその成果を上げてきました。一方で、高齢化の進行に伴って特定健診有所見者率が上昇するなど一部の指標の悪化や各種健康上の課題も生じてきています。

今後も、市民の自主的な健康づくりの促進を基本に、1. 食事・休養・運動などの生活習慣の見直しによって病気を予防すること。2. 受診が必要な方を早期に発見し、医療につなぐこと。3. 疾患を重症化させないことを目指し、各種健診やがん検診の受診率の向上、生活習慣病の発症と重症化の予防に向けた取組を進めていく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により、市民生活が様々な影響を受けたことを踏まえ、今後、関係機関との連携を深めながら、各種感染症に対する備えの充実を進めていく必要があります。

また、高齢化の進行に伴い、市民の医療へのニーズは一層高まることを見込まれることから、必要なときに適切な医療が受けられるよう、医師の確保に努めるとともに、県や他市町村、医師会など様々な主体との連携を強化し、地域医療体制の一層の充実を進めていく必要があります。



主な取組

2-2-1 保健事業の推進

- ① 妊娠期から子育て期に至る切れ目のない支援を行うため、「伊達市版ネウボラ事業」のさらなる充実をはじめ、乳幼児健診・健康相談等の実施及びこれらを通じた規則正しい生活リズムの定着促進など、母子保健事業の充実を図ります。
- ② 訪問指導や健康相談、健康教育などを通じた市民一人ひとりの主体的な健康づくりの支援、世帯全体・地域全体の健康課題の把握による横断的・包括的な支援に努めます。
- ③ 一次予防に重点を置いた取組として、生活習慣病の発症予防に向けた保健活動、各種予防接種など感染症対策を進め、また、効果的な健康診（検）査及び保健指導を実施します。

2-2-2 栄養と食生活の充実

いつまでも健康的な食生活を送り、楽しくおいしく食べることができるよう、歯の健康に向けた取組と合わせ、乳幼児期からの健全な食習慣の形成をはじめとする、生涯にわたる食育を推進します。

2-2-3 地域医療体制の充実

- ① 地域医療の中核を担う医療機関に継続して支援を行い、市民が必要なときに受診できるよう医師の確保に努めます。
- ② 県の定める医療計画を基本としつつ、医師会や他市町村、市内外の医療機関との連携を強化し、救急医療体制を含めた地域医療体制の一層の充実に向けた取組を進めます。

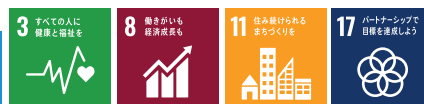
数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
重症化予防事業該当者の割合	%	35.8	30.0
メタボリックシンドローム該当者及び 予備群の割合（特定健康診査受診者）	%	32.1	23.7

関連する主な計画

- 健康増進計画「健康だて21（第2次）」（平成29年度～令和5年度）
- 伊達市健幸都市基本構想（第2次）（令和5年度～令和14年度）
- 伊達市健幸都市基本計画（第2次）（令和5年度～令和14年度）

2-3 高齢者支援



目的と方針

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム※18の充実に向けた施策を推進します。

現状と課題

わが国では、高齢化が進む中、高齢者の暮らしを包括的に支援する地域包括ケアシステムの充実に向けた取組を進めています。

本市ではこれまで、高齢者支援に関する総合的な指針として、8次にわたる高齢者福祉計画と7期にわたる介護保険事業計画を策定し、生活を支える体制の整備や生きがいづくり・社会参加の促進、介護保険事業の適正運営など、各種の高齢者支援施策を推進してきました。

しかし、本市の高齢化は、国や福島県、県内13市の平均を大幅に上回る速度で進行し、今後もさらに加速していくことが予想されています。

これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者や認知症高齢者、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組の充実、地域住民等の多様な主体によるサービスの提供をはじめ、高齢者支援の充実は引き続き市全体の大きな課題となっています。

このような中、本市では令和2年度に、これまでの取組の成果と課題を踏まえるとともに、制度改正に対応し、「伊達市地域包括ケア推進計画（第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、必要に応じて見直しを行いながら、地域包括ケアシステムの充実に向けた各種施策を着実に推進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちづくりを進めていく必要があります。

主な取組

2-3-1 生活を支える地域づくり

- ① 地域で支え合う体制の充実に向け、生活支援コーディネーターを配置し、ボランティアや地域組織等による生活支援体制の充実を促進し、より地域に密着した活動の展開を促します。
- ② 高齢者の身近な相談窓口であり、サービス提供拠点である地域包括支援センターの機能強化と周知をはじめ、在宅医療・介護の連携や高齢者の住まいの確保、介護者の負担軽減に向けた取組などを行います。

※18 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

2-3-2 健康づくり・介護予防の推進

- ① 増加傾向にある認知症についての正しい知識の普及・啓発、認知症の人とその家族への支援の充実、早期診断・早期対応の体制づくり、認知症の発症と重症化の予防に向けた取組など、認知症施策を推進します。
- ② 高齢者の健康づくり、フレイル※¹⁹予防に向け、「元気づくり会」や「健幸クラブ Fine」の一層の普及と参加促進に努めます。
- ③ 高齢者が介護や支援が必要な状態にならないよう、自立支援に向けた会議の開催や介護予防に関する知識の普及・啓発、訪問型・通所型サービスの提供体制の充実促進等に努めます。

2-3-3 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が知識や経験を活かし、生きがいを持って社会参加することができるよう、老人クラブ活動の支援や学習・スポーツ・文化活動の促進、シルバー人材センターの活動支援等に努めます。

2-3-4 介護保険サービスの充実

- ① 要支援・要介護認定者を対象とした、重度化の防止や在宅での生活支援に向けた各種の居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービスの提供体制の充実を促進します。
- ② 介護保険制度の円滑な運営やサービスの質の向上に向けた取組を行います。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
認知症サポーター数	人	8,516	10,900
要支援・要介護への予防率 (要介護・要支援を受けていない人の割合)	%	79.9	80.0

関連する主な計画

■伊達市地域包括ケア推進計画（第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）
（令和3年度～令和5年度）

※19 加齢によって心身が衰え、活動量が全体的に低下し、要介護に移行する一つ手前の状態。

2-4 障がい者支援



目的と方針

障がいのあるなしにかかわらず、暮らしやすい福祉のまちづくりを進めるため、ともに生きる社会づくりと障がい者の日常生活・社会生活の総合的な支援に向けた各種施策を推進します。

現状と課題

障がいのある人もない人も、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、地域の中でともに生き、活躍できる環境づくりが求められています。

本市ではこれまで、障がい者支援に関する総合的な指針として、3期にわたる障がい者計画と5期にわたる障がい福祉計画、そして1期の障がい児福祉計画を策定し、生活支援や差別の解消、社会参加の促進をはじめ、障がい者が地域で暮らしやすい環境づくりに向けた各種施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化をはじめ、障がいの重度化や重複化が進んでいるほか、介護者の高齢化や家庭の介護力の低下といった状況もみられ、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このような中、本市では令和2年度に、これまでの成果と課題を踏まえるとともに、制度改正に対応し、「伊達市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、必要に応じて見直しを行いながら、障がい者支援施策全般の一層の内容充実を図り、障がいのあるなしにかかわらず、暮らしやすい福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

主な取組

2-4-1 生活支援の充実

- ① 障がい者やその家族が、気軽に安心して相談することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ② 障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を図ります。
- ③ 障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援、相談支援、入所支援などのサービスを受けられるよう、提供体制の充実を図ります。
- ④ 障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある人が自らの希望する場所で自立して生活できるよう、「地域生活支援拠点等」の整備及び段階的な機能強化を図ります。

2-4-2 障がい者に対する理解の促進

障がいや障がい者に対する市民の理解を深め、ノーマライゼーション※20の理念に沿ったまちづくり、障がいを理由とする差別の解消を図るため、広報・啓発活動や情報提供等を推進します。

2-4-3 情報・コミュニケーションの支援

- ① 障がい者が情報を入手しやすい環境づくりに向け、情報提供体制の充実を図ります。
- ② 手話通訳者の活用や手話言語の理解・普及に関する取組の推進をはじめ、コミュニケーション支援の充実を図ります。

2-4-4 雇用・就労の促進

障がい者の働く機会の拡大に向け、障がい福祉サービスにおける就労移行・定着に関するサービスの提供体制の充実促進、事業所への啓発や福祉的就労に関する支援を行います。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
手話奉仕員年度登録者数	人	4	6
市内の就労継続支援施設を利用している障がい者の割合	%	65.5	67.0

関連する主な計画

- 伊達市第3期障がい者計画（平成30年度～令和5年度）
- 伊達市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

※20 誰もが等しく普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方。

2-5 地域福祉



目的と方針

地域全体で支え合う「地域共生社会※21」の実現に向け、市民や地域福祉団体などの多様な主体の参画による地域福祉体制の強化を進めます。

現状と課題

家族形態の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に人と人とのつながりや地域で支え合う機能の弱まりが指摘されています。

このような中、ますます多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取組だけではなく、住民や住民団体等が主体的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「地域共生社会」の実現を目指していくことが必要です。

本市では、社会福祉協議会が、各種福祉・介護サービスの提供のほか、福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくりを行っています。

また、民生委員・児童委員や地域福祉団体、ボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化のさらなる進行により、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。

このような中、本市では令和3年度に、地域福祉に関する総合的な指針として、「第4期伊達市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を社会福祉協議会と一体となって策定しました。

今後は、この計画に基づき、必要に応じて見直しを行いながら、より多くの主体の福祉活動への参画を促し、地域全体で支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

主な取組

2-5-1 安心の地域づくり

- ① 市民が必要とする情報をわかりやすく伝えることができるよう、地域福祉団体や関係機関等と連携し、様々な情報媒体による情報提供、地域における福祉ニーズや生活課題の把握と共有を図ります。
- ② 市民の福祉に関する様々な悩みや相談に適切に対応するため、分野横断的な相談体制の構築をはじめ、生活困窮世帯等の自立に向けた支援や、制度と制度の間にあるニーズに対応した支援を行います。
- ③ 市民の誰もが気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員等の地域における身近な相談機能の強化を図り、相談後は的確かつ迅速に支援へ移行することができるよう、関係機関・団体と連携して支援体制を強化します。

※21 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

- ④ 市民のお互いを思いやる心を醸成し、心のバリアフリー化を進めるため、地域や学校における福祉共育※22を推進します。
- ⑤ すべての市民の権利が侵されることがないように、権利擁護に関する施策や、差別解消・虐待防止に向けた啓発等を推進します。

2-5-2 協働の地域づくり

- ① 地域自治組織等による身近な地域での支え合い活動や、地域住民が主体となった交流の機会づくりを支援します。
- ② 地域福祉団体や地域自治組織等と連携し、多様性を認め合う共生型の地域づくり、自主的な地域活動の活性化を進めます。
- ③ 緊急時や災害時等においても安心して暮らせるよう、緊急・災害時支援体制の強化や地域安全活動の支援を進めます。
- ④ 市民を犯罪被害から守り、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止に向けた取組を推進します。
- ⑤ ボランティア人口の増加と効果的な活動の展開に向け、年代に応じた育成と参加の促進、ボランティアニーズの把握とコーディネート機能の充実を図ります。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
生活困窮者自立相談件数（新規）	件	46	96
個別避難計画作成者数	人	1,184	3,000

関連する主な計画

■第4期伊達市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

※22 様々な交流や体験を通じて、福祉の心をともに学び、ともに育むための取組（「教え育てる」のではなく、「ともに育つ」という意味で用いている造語）。

2-6 国民健康保険・国民年金



目的と方針

すべての市民が安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正運営、国民年金制度の周知徹底を図ります。

現状と課題

国民健康保険制度は、病気やけがなどに対して保険給付を行う医療保険の柱として、人々の生活に重要な役割を果たしています。

しかし、医療技術の高度化や高齢化の進行などに伴い医療費は増大し続け、その運営は非常に厳しい状況にあります。

平成30年度からは広域化により福島県が財政運営の主体となっていますが、今後とも、増大する医療費の抑制や国民健康保険税の収納率の向上に努める必要があります。

また、後期高齢者医療制度は、75歳以上の人及び65歳以上で一定の障がいのある人の病気やけがなどに対して保険給付を行う制度として、国民健康保険制度とともに重要な役割を果たしています。

今後とも、制度の周知徹底を図りながら、適正運営に努める必要があります。

一方、国民年金制度は、老後の収入を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠なものです。

しかし、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況も見受けられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。



主な取組

2-6-1 国民健康保険制度の適正運営

- ① 医療費の抑制に向け、特定健康診査・特定保健指導をはじめ、関係部署が一体となった保健事業の推進はもとより、医療費の通知やレセプト※23点検などの適正受診対策、ジェネリック医薬品※24の利用促進等に努めます。
- ② 国民健康保険税の収納率の向上に向け、滞納者に対する納付相談・指導等の充実を図ります。

2-6-2 後期高齢者医療制度の適正運営

後期高齢者医療制度に関する広報・啓発活動を推進し、制度の周知徹底及び利用促進に努めます。

2-6-3 国民年金制度の周知徹底

日本年金機構と連携し、広報・啓発活動や相談窓口のさらなる充実を図り、国民年金制度の一層の周知徹底に努めます。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
特定健康診査受診率	%	49.6	60.0
国民健康保険税収納率（現年度分）	%	95.8	96.0

※23 診療報酬明細書。
※24 新薬の特許期間終了後に発売される医薬品。同等の効き目で比較的安価である。